

## 飯山市農業施設堆積物対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成29年度台風21号により浸水被害のあった区域の水路・農地・認定外道路における増水による堆積物(稲わら)の処理について、当該区域内での耕作者等(地区、団体を含む。)の取り組みに対し、飯山市農業施設堆積物対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、[飯山市補助金等交付規則](#)(昭和36年飯山市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地権者
- (2) 耕作者
- (3) 区(集落)
- (4) 農業に係る団体

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、水路・認定外道路における堆積物やほ場内において、区域内で耕作者等が重機、車両を賃借して行う集積搬出、堆積物の散らし、焼却等の作業とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象事業の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 重機、車両等の借り上げ代
- (2) 重機等の運搬経費
- (3) 燃料代

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、交付対象経費の10分の8に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、堆積面積1反歩(1,000㎡)当たり2万円を限度とする。

附 則

この要領は、平成29年10月26日から施行する。